Question

2

親族内承継のポイント

Q. 親族内承継では、どのような点に気をつける必要があるか?

要旨 まずは現経営者の親族への承継を検討するのが一般的です。人(経営)・資産・知 的資産の3点で親族内承継のポイントを整理します。

解説

1. 人(経営)の承継

親族内承継の多くは現経営者の子息が後継者となりますが、「単に現経営者の子息だから」と安易に後継者を選定するのではなく、後継者として求められる5つの資質・能力(①柔軟性、②決断力、③誠実性、④忍耐力、⑤指導力)や利害関係者からの理解について慎重に検討しましょう。後継者教育を進める際、親族であるがゆえに、「言わなくても分かるだろう」「これくらいできて当然」と過度の期待(依存)をするのではなく、今までよりもしっかりとコミュニケーションをとっていく必要があります。

2. 資産の承継

自社株式だけでなく、事業用資産や役員 借入金・役員貸付金など現経営者個人に係 る資産が複雑に自社と関係している場合が あります。まずは自社と現経営者の個人資 産を整理することが肝要です(事業承継は 現経営者個人の相続対策とも密接に関係し ます)。

その上で後継者の属性(経営者の子息、 兄弟、従兄弟、甥・姪など)に応じて、資 産承継の方法を検討します。現経営者個人 に後継者以外にも法定相続人である親族が いる場合は、その親族への資産継承のバラ ンスも併せて検討し、可能な限り後継者に 自社株式及び事業用資産等を集中させます。

3. 知的資産の承継

知的資産は経営理念・経営者の信用や人脈・従業員の技術やノウハウ・従業員との信頼関係・顧客情報など目に見えないものが多いので、その整理には知的資産経営報告書やローカルベンチマーク「経営デザインシート」を活用するとよいでしょう。

4. 事業承継計画の策定・実行

上記3つの観点で整理して方向性・対策 を検討した後、下図のような事業承継計画 を策定します。様式は「経営者のための事 業承継マニュアル(中小企業庁)」を活用 すると良いでしょう。

	社内	1	中小株式会社					後編	迷者	(親族内)		- 親族外	
基本方針	②5年	目に社	rら、長男 長交代。 Pドバイザ-	代表権を	一郎に譲	り、太郎に	は会長へ記	就任し、10	0年目には	完全に引	退)		
	項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
事業計	売上高		8億円					9億円					12億F
計画	営業利益		3千万円					3千 5百万円					12億F
会社	定款 株式 その他			相続人に 対する 売波請求 の導入						親族保有 株式を 配当優先 無議決権 株式化			
	年齢		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	役職		社長 -					会長-			相談役・		→引退
	関係者の 理解		家族会議	社内へ 計画発表		取引先・ 金融機関 に紹介		役員の 刷新					
現	後継者教育		往	継者とコ	ミュニケー	ションをとり	J、経営3	里念、ノウ	ハウ、ネ	ットワーク等	の自社の	強みを承	継
現経営者	株式・財産の分配							公正証書 遺言の 作成					
	持株 (%)		70%	65%	60%	55%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			:	毎年贈与	(曆年課	税制度)	\Rightarrow	事業承継税制					
	年齢		33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳
ı	役職			取締役=		>専務 -		→社長一					\rightarrow
	後継	社内	工場組	営業 営者とコ		本社管ションをとり		里念、ノウ	ハウ、ネ	ットワーク等	の自社の	強みを承	継
後継者	後継者教育	社外	外部の 研修受講	経営 革新塾			→						
	持株 (%)		0%	5%	10%	15%	20%	70%	70%	70%	70%	70%	70%
			毎年贈与(曆年課税制度)				事業承継税制			納税猶予			
補足			 5年目の贈与時に事業承継税制の活用を検討。 適留分に配慮して適言書を作成(配偶者へは自宅不動産と現預金、次男・長女へは現預金を配分)。 節以外の株主(次男・長女)の保有株式を配当優先株式化することで均衡を図る。 										



夢に**近**づく 夢を**産**み出す…



Ι

親族内承継を円滑に行う方法

~親族内承継のポイントを押さえた事業承継計画~

くご提案のポイント>

- ・事業承継の観点から、人(経営)・資産・知的資産を整理しましょう。
- ・人(経営)の承継では後継者に求められる5つの資質・能力や、利害関係者からの理解がポイントとなります。
- ・資産・知的資産の承継方法も検討し、事業承継計画を策定しましょう。

1. 人(経営)・資産・知的資産の整理

事業承継には、3つの観点があります。①「人(経営)」は後継者の選定・対話・育成など、②「資産」は自社株式・事業用不動産(設備・不動産)など、③「知的資産」は経営理念・経営者の信用や人脈・従業員の技術やノウハウ・従業員との信頼関係・顧客情報など、です。

また、事業承継は経営者個人の相続対策とも密接に関係するため、経営者個人の資産も 整理しておくとよいでしょう。

2. 親族内承継の方向性・対策の検討

上記3つの観点から自社の資産を整理した後、各項目についてどのように事業承継していてか5~10年超の中長期的視点で方向性を検討します。

- ①「人(経営)」の承継については、後継者としての5つの資質・能力(柔軟性、決断力、誠実性、忍耐力、指導力)を備えているか、もしくは近い将来に備える可能性があるか、利害関係者(顧客・従業員・株主・金融機関等)から後継者として理解されているか、がポイントとなります。利害関係者への紹介・根回し等が必要な場合も含めて事業承継計画に順を策定しましょう。
- ②「資産の承継」に関して、親族内承継では特例事業承継税制が適用できる可能性がありますが、それについては確認の上、慎重に進めましょう。
- ③「知的資産」の承継にも時間がかかります。中でも非常に重要なのは顧客や従業員との信頼関係作りです。慎重に対応しましょう。

3. 実行のための方策

自社の資産の整理、方向性・対策の検討の後、事業承継計画にまとめます。現経営者・後継者の年齢、利害関係者の理解、後継者教育、株式・財産の分配、などが一覧できる計画書に落とし込んでいくと、相当な時間がかかることがわかります。まずはこの事業承継計画書を策定し、一歩ずつ着実に実行していくことが、事業承継を円滑に進めるポイントです。





